共同提案

千葉市　千葉県

第90回九都県市首脳会議資料

令和8年8月千葉豪雨を踏まえた都市型水害に関する対応等について



千葉豪雨における千葉市内の被害の概要

○発生日時　　令和8年8月13日(木)

○気象の概要　市内各地で60分雨量100ミリ超え、全国初のレベル5大雨特別警報発表

⇒河川の氾濫や内水氾濫、土砂災害、広域的な道路冠水等により、住家、事業所、公共施設、交通網及びライフラインに甚大な被害をもたらした。

【避難】
帰宅困難者が多数発生し、一時滞在施設11か所 開設、最大3,679人を受入。
市内57か所の避難場所を開設し、最大744人が避難。

【被害】　※令和8年10月19日時点
人的被害：死者6、負傷者21
住家被害：全壊11、半壊1,583（半壊には、床上浸水を含む）、床上浸水1,861
その他　：道路被害（全面通行止め）210、断水最大61、停電最大69,590



道路冠水状況

アンダーパス等の道路冠水による大規模な交通障害、公共交通機関の遅延・運休とこれに伴う多数の帰宅困難者の発生等、従来の治水対策や防災対策のみでは十分に対応しきれない、新たな段階の都市型水害の脅威が顕在化

1　帰宅困難者対策への支援

＜現状･課題＞

・一時滞在施設が一部地域で不足したが、損害賠償責任を問われることへの懸念が障壁となり、民間施設確保が進まない。
・帰宅困難者の駅周辺への集中を防ぐ必要がある。
・一時滞在施設への移動に危険が伴う場合、商業施設等において利用者が安全を確保できる場所にとどまっていただく仕組みづくりなど、災害の状況に応じた柔軟な対応が必要となる。


帰宅困難者

＜要望＞

・一時滞在施設の管理者の損害賠償責任を回避するための方策を講ずること。
・駅周辺の滞留状況や一時滞在施設の開設状況等を関係機関との間で共有し、連携して対応できる仕組みの構築を支援するとともに、備蓄物資の充実を促進すること。
・移動に危険が伴う場合に施設管理者等が講ずべき措置や関係機関との連携のあり方を国のガイドライン等に明確に位置付け、関係機関への必要な働きかけを行うこと。

２　アンダーパス等の道路地下構造物の冠水事故防止対策

＜現状･課題＞

・アンダーパス等で道路冠水が発生し、交通途絶や車両の水没、
さらには人命が失われるほどの甚大な被害が生じた。

・本市管理の地下道14箇所全てに、道路情報板を設置しているが、
車両の進入が絶えないため、交通遮断機を順次設置中（現在4箇所）







＜要望＞

・車両進入防止対策、排水機能及び監視機能等の強化など、地域の実情や施設特性に応じた冠水事故防止対策に必要な財政措置を講ずること。

３　災害時の情報発信及び国民の行動変容の促進

＜現状･課題＞

・今般の豪雨では、短時間のうちに急激に災害のリスクが高まる状況となったことを踏まえ、適時適切な防災気象情報の発表に加え、地元の気象台が持つ危機感を前広に情報発信する必要がある。

大雨キキクル

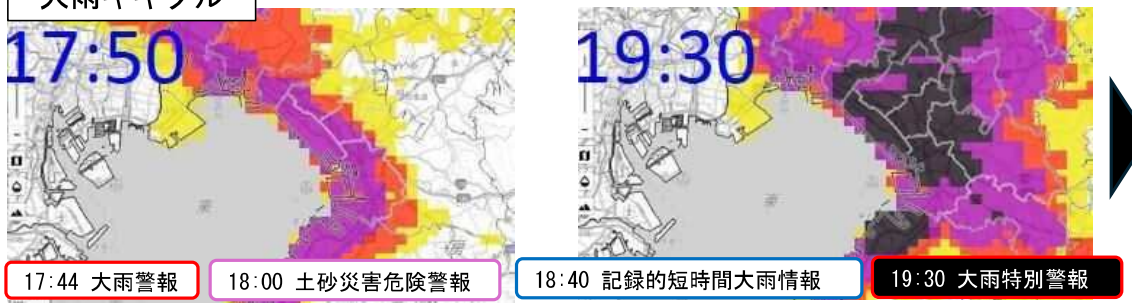

短時間で急激に災害リスクが高まったことから、適時的確な情報発信･国民の行動変容の促進が必要





＜要望＞

・命を守るために必要な行動を後押しする情報を適時的確に発信する仕組みを整えるとともに、国民や企業に向けた「一斉帰宅抑制」の情報発信を強化すること。

・平時から、新たな気候環境に適応した行動の必要性について、周知・啓発を図り、国民の行動変容を促すとともに、自助・共助の意識向上に向け、全国的な普及啓発に取り組むこと。

４　被災車両への対応

＜現状･課題＞

・道路冠水の影響により、多くの被災車両が発生、交通に支障を来し、緊急車両等の通行や日常生活の早期復旧にも支障を来した（千葉市内　約2，500台）。

・現行制度では、道路管理者が道路啓開を行った場合、被災車両の移動･撤去･保管等に伴い、多額の経費負担が生じている。

・所有者の特定や引き渡しに時間を要している。


車両の移動


車両の保管

＜要望＞

・被災車両の移動・撤去・保管等に伴う経費負担等への財政支援の仕組みを構築すること。

・迅速に撤去や所有者への引き渡しが行えるよう、人的物的支援のほか、仮置き場の提供などの支援の拡充に加え、所有者情報を速やかに把握する仕組みを構築すること。

５　ライフラインの被害を受けた集合住宅等への対応

＜現状･課題＞

・建物内の電気設備の浸水被害等により、厳しい暑さの中、多数の集合住宅でライフラインの回復に1か月以上を要するといった状況が生じた。
（千葉市内では、最大で25か所約1,600戸で停電、断水、エレベーター停止等が発生）


トイレトレーラー


電気設備の浸水

＜要望＞

・建築物の浸水対策に係る助成制度における補助対象要件の緩和や、財政措置の拡充を講じるとともに「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」の普及促進に取り組むこと。
・被害を受けた集合住宅等においては、被害状況により事実上居住が困難になる実態を踏まえ、被害実態をより適切に反映できるよう、被害認定のあり方の見直しを行うこと。

６　被災した医療機関及び社会福祉施設等の災害復旧及び防災力強化

＜現状･課題＞

・医療機関及び社会福祉施設等において浸水被害が発生し、電気設備、給排水設備及び空調設備等の重要設備の機能停止により、入院患者や施設入所者の生命や健康の維持、継続的なサービス提供に重大な影響が生じた。

・浸水想定区域外の施設においても被害が発生したことから、浸水想定区域の内外を問わず対策を講じることが必要となっている。



福祉施設の浸水状況

＜要望＞

・浸水対策に係る交付金について、浸水想定区域や津波災害警戒区域などに所在する施設等に対象を限定している交付条件を見直すこと。

・医療機関及び社会福祉施設等の復旧及び事業継続を図るため、応急対策、利用者の移送、必要物資の調達、応援職員の派遣その他必要な取組に対する財政支援の充実を図ること。

7　災害救助法の見直し及び被災者生活再建支援の充実

＜現状･課題＞

・災害救助法は、都市型水害を十分に想定したものになっておらず、対象外となった経費があるなど、自治体の負担となっている。

・住家に浸水や土砂流入による被害が生じ、被災者の生活再建に向け、住まいの確保が課題である。

・現状の水害における国の住家被害認定基準では、被害の程度が住家の損害割合に反映されず、支援金の対象外となるケースがある

※一般財源での対応例：半壊世帯等への支援（千葉県：20万 千葉市：10万）



災害ボランティア



土砂が流れ込んだ住宅

＜要望＞

・災害救助法の抜本的な見直しを行い、自治体の自主的・弾力的な運用を可能にすること。

・住家被害認定について、浸水害による被災の特性に応じた損傷程度の判定が的確にできるよう、必要な基準の見直しを行うこと。

・短期間に複数回被災した被災者の負担を軽減する支援の仕組みについて検討すること。

7　災害救助法の見直し及び被災者生活再建支援の充実

【具体例（災害救助法）】

○応急修理制度や賃貸型応急住宅における以下の事例について、柔軟な運用を可能にすること。

・（応急修理制度）被災者が早期復旧のため自ら修理した場合に対象とならない。

・（賃貸型応急住宅）利用可能な空き物件があっても家賃上限額を超える場合には活用できない。

○災害救助法の適用対象とされていない以下の経費について、必要な財政措置を講ずること。

・賃貸型応急住宅の入居に必要な設備の設置に係る費用

・浸水家屋等において衛生環境の悪化を防ぐための消毒に係る経費

・災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費における、資機材の購入等の基盤整備費用及び災害ボランティアの活動環境整備費用

・ライフラインの被害を受けた集合住宅等の居住者に対するヘッドライト、LEDランタン等の物資供与に係る経費

８　都市型水害対策の強化

＜現状・課題＞

・1時間当たり100ミリを超える雨が断続的に降り続き、
　河川・下水道等の施設の整備水準を超えたため、
　広い範囲で浸水被害が発生した。
・都心部では雨水の排水が困難であり、貯留量も不足している。


千葉駅の冠水

＜要望＞

・河道拡幅等が困難な地域における地下貯留施設の設置に向け、国が主体的に取り組むこと。
・民間企業の貯留施設設置が促進されるよう財源措置を拡充するなどの見直しを行うこと。
・都市型水害の対策の在り方について、施設の整備水準や対策手法に関する調査・検証に対する財政的・技術的支援を行うとともに、広域的な内水・外水対策の検討及び実施に要する経費について、所要の財政措置を講ずること。

国への要望

① 帰宅困難者対策への支援

② アンダーパス等の道路地下構造物の冠水事故防止対策

③ 災害時の情報発信及び国民の行動変容の促進

④ 被災車両への対応

⑤ ライフラインの被害を受けた集合住宅等への対応

⑥ 被災した医療機関及び社会福祉施設等の災害復旧及び防災力強化

⑦ 災害救助法の見直し及び被災者生活再建支援の充実

⑧ 都市型水害対策の強化

令和8年8月千葉豪雨を踏まえた都市型水害に関する対応等について

【千葉市・千葉県要望】

令和8年10月29日

第90回九都県市首脳会議

令和8年8月千葉豪雨が示した課題

「新たな段階の都市型水害」
の脅威が顕在化

帰宅困難者多数発生

都市機能に大きな影響

など

令和８年８月千葉豪雨と台風第２５号
連続する2つの災害の教訓を踏まえて策定

令和8年千葉連続風水害からの復旧・復興と災害に強い千葉県づくりに向けた基本方針

行政・企業・地域・県民が一体となり、オール千葉県で、
強靭な千葉県づくりと都市型水害対策を、一体的に推進

「都市型水害に強い千葉県づくりビジョン」の視点

- （被害の発生を）「防ぐ」に加えて
  （社会全体で）「備える」（被害を最小限に）「しのぐ」（早期に復旧・復興し）「早く戻す」
- 「避難する・させる」から「危険空間に入らない・入らせない」へ

（1） 帰宅困難者対策 （帰宅困難者対策への支援、国民の行動変容）

課題

・公共交通機関の運休による多数の帰宅困難者

・一時滞在施設までの移動も危険









要望

・一時滞在施設の確保・運用

・安全な場所に留まる仕組みづくりと一斉帰宅抑制

（2） 医療機関・社会福祉施設等の災害復旧・防災力強化

課題

・都市機能を支える医療・福祉施設が被災

・浸水想定区域外でも被害





県内災害拠点病院でも被害

➢診療機能に大きな影響

要望

都市機能を支える重要な施設の防災力強化

（浸水想定区域内外を問わない支援）

（3）災害救助法の見直し・被災者生活再建支援の充実

課題

災害救助法

被害実態に応じた住まい確保・生活再建支援

（主な事例）

・民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅は、家賃上限額を超える物件は対象外

・賃貸型応急住宅認定前に、被災者が自ら賃貸借契約を締結し、支払った補償金等は対象外

・被災者自らが修理業者と契約し、費用を支払った場合には対象外

被災者生活支援制度

水害被害の実態と制度との乖離

（主な事例）

・国の基準では、水害では被害認定程度が「半壊」にとどまり、支援対象外になるケースが多い
（設備・家財の被害は深刻。実態と乖離）

要望

被災実態に即した制度への見直し等

（4） 都市型水害対策の強化

課題

・想定を超える豪雨の発生
・都市部では河道拡幅のみでは限界





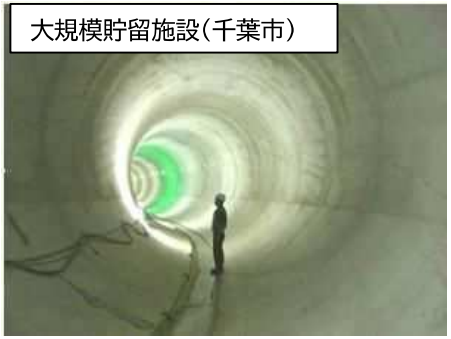

要望

大規模地下貯留施設等の整備に対する支援
（想定を超える豪雨を前提とした対策）